

平成23年(ワ)第34419号 慰謝料請求事件

原告

被告 東京電力株式会社

準備書面 3

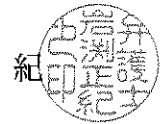
平成24年6月15日

東京地方裁判所民事第25部単3係 御中

被告訴訟代理人

弁 護 士

岩 淵 正 紀



同

竹 野 下 喜 彦



同

松 永 暁 太



被告は、本準備書面において、原告準備書面(4)に対する認否を行った後、原告の損害論に対して必要と考えられる限度で反論する。

第1 原告準備書面(4)に対する認否

1 「第1 はじめに」について

(1) 1項について

不知。

(2) 2項について

第1段落、第3段落及び第4段落の主張は争い、第2段落は不知。

なお、被告は、社会の合理的な一般人を基準として、「一般的・抽象的不安感や危惧感等」にとどまる場合には、賠償すべき精神的苦痛に該当しないと主張しているのであって（被告準備書面1の3頁）、「不安感、恐怖感を感じさせるに十分なもの」であれば、賠償すべき精神的苦痛に該当すると主張しているわけではないから、第1段落における原告の整理は不正確である。

2 「第2 原告が感じた本件事故直後の恐怖感について」について

(1) 「1 相次ぐ爆発」について

ア (1)項について

1号機で水素爆発が発生したこと、これにより原子炉建屋の屋根及び最上階（5階）の外壁が破損したことは認めるが、原子炉建屋の4階、5階部分が鉄骨の骨組みを除いて全て爆風で吹き飛んだことは否認する。

イ (2)項について

概ね認める。

ウ (3)項について

4号機建屋において水素爆発が発生したこと、使用済み燃料プールに1535本の燃料棒が保管されていたことは認めるが、使用済み燃料プールの崩落が危惧される事態となったことは否認する。被告準備書面2の4(7)ウ（7頁）において述べたとおり、4号機の原子炉建屋の補強工事は、燃料プールの安全性に問題があったからではない。

エ (4)項について

否認する。被告準備書面2の4(8)（7頁）において述べたとおり、2号機において水素爆発は発生していない。

(2) 「2 被告社員、作業員の退避」について

第1段落及び第2段落は認め、第3段落は否認する。

(3) 「3 諸外国の対応」について

不知。

(4) 「4 想定された最悪の事態」について

ア (1)項について

第1段落のうち、本件事故以前、被告が原子力発電所について「絶対安全」であると主張し続けていたことは否認し、その余は不知。被告は、原子力発電自体が「潜在的な危険性」を持つことを前提にして、「多重防護」の考え方を基本に、念には念をいれた安全対策を講じていたが、「絶対安全」であると主張し続けたことはない。

第2段落及び第3段落は、本件事故によって原告を含む多数の人々に対して「一般的・抽象的不安感や危惧感等」を与えた限度で認めるが、それを超えて賠償すべき精神的苦痛を原告に与えたことは否認する。

イ (2)項について

不知。

ウ (3)項について

被告がメルトダウンの可能性を強く認識しながらもこれを秘匿していたことは否認し、これを前提とした主張は争う。その余は不知。

(5) 「5 都内の水道水からの放射性ヨウ素の検出」について

(1)項は認め、(2)項は不知。

(6) 「6 多数の首都圏在住者の避難」について

不知。

(7) 「7 事故直後に原告が実際に感じていた不安感、恐怖感」について

(1)項及び(2)項は不知。

(3)項のうち、関東近隣の住民の多くが原告と同様の不安感、恐怖感を抱いていたものであり、原告が感じた不安感、恐怖感は、社会の合理的一般人を基準にしても当然のことであるという主張は争い、その余は不知。ただし、吉田所長の発言については、被告準備書面2の9(4)エ(i)b(15頁)に記

載したとおりである。

3 「第3 現在も続く恐怖」について

(1) 冒頭の17行について

第1段落のうち、国が平成23年12月16日に本件事故の収束宣言を發したことは認め、その余は不知。

第3段落は概ね認め、第2段落及び第4段落は不知。第5段落の主張は争う。

(2) 「1 低線量被曝による遺伝子障害の危険について」について

ア 「(1) 確定的影響と確率的影響について」について

第1段落ないし第3段落は認め、第4段落は不知。

イ 「(2) 確率的影響に関するLNT仮説について」について

(ア) 「ア LNT仮説について」について

概ね認める。

(イ) 「イ LNT仮説に関する国際的・国内的承認」について

概ね認める。

ウ 「(3) 小括」について

概ね認める。

(3) 「2 本件事故による被曝を避けるために、現在も強いられている不便」について

不知。

(4) 「3 原告の被った精神的損害について」について

ア (1)項について

第1段落のうち、本件事故が国際原子力事象評価尺度のレベル7であること、本件事故により放出された放射性物質が東京都を含む関東一円に広く飛散していることは認めるが、その余の主張は争う。

第2段落の新聞記事内容は認めるが、第3段落の主張は争う。

イ (2)項について

その主張は争う。

ウ (3)項について

LNT仮説が国際的に最も有力な見解であり、低線量被曝の健康への影響を考える上で最も信頼性の高い見解として、社会一般で通用している定説となっていることは認めるが、その余の主張は争う。

エ (4)項について

東京地裁平成18年4月19日判決(判時1960号64頁)の判示内容は認め、その余の主張は争う。

4 「第4 まとめ～放射能汚染のない環境において生活する権利」について
第1段落及び第2段落は不知。

第3段落及び第4段落の主張は争う。なお、LNT仮説に関して、ICRP 2007年勧告には、「しかし、委員会は、LNTモデルが実用的なその放射線防護体系において引き続き科学的にも説得力がある要素である一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうもないことを強調しておく」と記載されている。

第5段落のうち、国連人権委員会が述べている内容は認め、その余の主張は争う。

5 「第5 損害額について」について

第1文は不知。第2文は認否の限りでない。

第2 原告の損害論に対する反論

1 原告の主張の骨子

原告は、「原告が感じた不安感、恐怖感というのは、①事故直後に感じた、さらなる爆発事故が起こり大量の放射性物質が排出され、東京に降下することへの恐怖、②現在も続く、外部被曝及び食料品等による内部被曝に対する恐怖

とがある。」として（原告準備書面（４）の３頁）、これらの不安感、恐怖感
は、社会の合理的な一般人を基準として判断しても、「一般的・抽象的不安感
や危惧感等」にとどまらず、受忍限度を超えた精神的苦痛であるから、被告に
おいて賠償すべき損害に該当すると主張している。

そこで、以下においては、原告の主張する「恐怖」が受忍限度を超えた精神
的苦痛には該当しないことを簡潔に述べて明らかにする。なお、原告から積極
損害についての請求が追加される予定であることから、必要に応じて次回以降
に反論を補充することとする。

2 本件事故直後の「恐怖」について

原告は、本件事故直後、さらなる爆発事故が起こり大量の放射性物質が排出
され、東京に降下することへの恐怖を感じたことの根拠として、本件事故当時
の田坂内閣官房参与（当時）、吉田福島第一原子力発電所所長（当時）、細野
首相補佐官（当時）、枝野官房長官（当時）らの発言を引用する（原告準備書
面（３）の４２頁以下、同（４）の１１頁）。

しかしながら、上記各発言は、いずれもその発言内容から明らかなように、
あくまでも最悪の結果となった場合における可能性を述べているものであって、
そのような可能性が現実化する危険性が高かったということとはできないのであ
る。

そして、福島第一原子力発電所から２００キロメートル以上離れた東京都で
生活している合理的な一般人を基準として考えれば、そのような可能性がある
からといって、直ちに原告のように「極度の不安感、恐怖感」を持つとまでは
考えられず、「一般的・抽象的不安感や危惧感等」にとどまるものと考えるべ
きである。

したがって、原告が本件事故直後に持ったとする「恐怖」は、受忍限度を超
えた精神的苦痛に該当するということとはできない。

3 外部被曝による「恐怖」について

原告は、低線量被曝の影響については、科学的に解明されておらず、LNT仮説（閾値なしモデル）によれば、健康への重大な影響の可能性を否定できないとして、外部被曝による「恐怖」が受忍限度を超えていると主張する（原告準備書面（4）の12頁以下）。

しかしながら、「国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクの増加は、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さく、放射線による発がんのリスクの明らかな増加を証明することは難しい」とされているものの、

「放射線防護の観点からは、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという安全サイドに立った考え方にに基づき、被ばくによるリスクを低減するための措置を採用するべきである」とされている（乙第12号証19頁）。すなわち、放射線防護や放射線管理におけるLNT仮説は、「科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されている」のである（乙第12号証8頁）。

このように低線量被曝による発がんリスクの明らかな増加は確認されておらず、また、「現在の避難指示の基準である年間20ミリシーベルトの被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスクと比べても十分に低い水準である」とされているのである（乙第12号証19頁）。

そうすると、福島第一原子力発電所から200キロメートル以上離れた東京都で生活している合理的な一般人を基準として考えれば、低線量被曝に対して、直ちに原告のように「極度の不安感、恐怖感」を持つとは考えられず、「一般的・抽象的不安感や危惧感等」とどまることが明らかというべきである。

したがって、原告の外部被曝による「恐怖」は、受忍限度を超えた精神的苦痛に該当するということとはできない。

4 内部被曝による「恐怖」について

原告は、水道水や食品にも放射能汚染が広まっており、内部被曝による「恐怖」を持つのは原告だけではないと主張する（原告準備書面（4）の17頁）。

しかしながら、東京都の水道水についてみると、平成23年3月22日に金町浄水場において1リットル当たり210ベクレルのヨウ素131が検出されたことを受けて、水道水について乳児への摂取制限がなされたが、その後は同年4月1日に朝霞浄水場において1リットル当たり13ベクレルのヨウ素131が検出されたのが最高で、摂取制限に関する指標を超える値が検出されたことはなく、平成23年4月以降はほとんど検出されていない。また、食品についてみると、現在も出荷制限がされている農水産物があるものの、検査体制が整備されており、食品に関する基準値（平成24年4月からはより厳しい基準（100ベクレル/kg）となっている。）を超える食品については流通しないようになっている。

そうすると、東京都で生活している合理的な一般人を基準として考えれば、食品を通じた内部被曝に対して、直ちに原告のように「極度の不安感、恐怖感」を持つとは考えられず、「一般的・抽象的不安感や危惧感等」にとどまるということが明らかであるというべきである。

したがって、原告の内部被曝による「恐怖」は、受忍限度を超えた精神的苦痛に該当するということとはできない。

5 結論

以上のとおり、原告の主張する本件事故直後の「恐怖」、外部被曝による「恐怖」及び内部被曝による「恐怖」は、いずれも受忍限度を超えた精神的苦痛に該当するということとはできないから、原告の請求は棄却されるべきである。

以上